

daily コラム

2023年10月23日(月)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

業務改善助成金の拡充 ～対象事業場の拡大など～

業務改善助成金とは

業務改善助成金とは、事業場内最低賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者を対象に、生産性向上に資する経費（設備投資や専門家によるコンサルタント費用など）を助成するものです。

最低賃金を引き上げるだけでは助成対象とはならず、申請には事前に計画提出等が求められます。

助成上限額は、事業場内最低賃金を引き上げた金額幅と人数により、60万円（30円以上・1人）から600万円（90円以上・10人以上の特例事業者）となっています。

最低賃金引上げによる助成内容の拡充

2023（令和5）年10月以降、地域別最低賃金が大幅に引き上げられ、全国平均は初めて1,000円を超えました。また、昨年につき、過去最高の上げ幅を更新しています。

厚生労働省は、業務改善助成金を拡充しました。

拡充内容は、以下の通りです。

- | |
|-------------------|
| ①対象事業場の拡大 |
| ②一定規模事業場は賃上げ後の申請可 |
| ③助成率区分の金額の見直し |

①の対象拡大は、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が「30円以内」から「50円以内」へ拡充されました。

②の事後申請は、50人未満の事業場に限り、「賃上げ計画」ではなく「賃上げ結果」を提出することが可能になります。なお、令和5年4月1日から同年12月31日までに事業場内最低賃金を引き上げるなどの条件があります。

③の助成率の見直しは、下表の通りです。

事業場内最低賃金の区分		助成率
(旧)	(新)	
870円未満	900円未満	9/10
870円以上 920円未満	900円以上 950円未満	4/5
920円以上	950円以上	3/4

業務改善助成金の申請はお早目に

申請期限は、2024（令和6）年1月31日です。なお、10月の最低賃金改定に対応して賃金を引き上げる場合、改定日前に引き上げが必要ですので注意が必要です。



業務改善助成金の申請はお早めに！